みえの輝くロールモデル創出事業 委託業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、伊勢志摩サミットを受け、平成28年9月に「あらゆる分野における女性の活躍」をテーマに開催した「Women In Innvation Summit (WIT)2016」の成果を県内に根付かせ、本県の女性活躍のすそ野を広げるため、「WIT2016」にて発出された共同宣言の趣旨をふまえ、昨年度に引き続き、働く女性のロールモデルを創出するアワード及び経営者や管理職等リーダー層の意識改革を促す基調講演等で構成するフォーラムを開催するものです。

アワードの実施にあたっては、県内の働く場において何らかの挑戦をしている女性に焦点を当て、さまざまな職業分野における女性人材の掘り起こしを行うとともに、創出したモデルを広く効果的に発信し、県内への浸透を図ります。また今回のフォーラムにおいては、G7 伊勢志摩首脳宣言でも発信された「女性のエンパワーメントとジェンダー間の平等」の実現に向け、国連機関「UN Women」と連携し、同機関が展開している「HeForShe キャンペーン」(女性の地位向上に男性の協力・参加を呼びかける運動)への賛同セレモニーを併せて実施します。

なお、本事業は、地方公共団体が地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に 資する取組を支援することにより、域内における関係団体の連携を促進し、女 性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする内閣府の「地域女性活 躍推進交付金」を活用し、実施するものです。

2 業務名

みえの輝くロールモデル創出事業

3 委託期間

契約日から平成31年3月15日(金)

4 委託業務の内容

- (1)「みえの輝く女子フォーラム 2018」の開催
 - 1開催時期

平成30年10月(予定)

②開催場所

華王殿 (予定)

(三重県松阪市高町502)

③参加対象者

県内を中心とした事業所の経営者層や人事労務担当者を含む働いている方全般、自治体職員、学生、メディア関係者等 300人~400人

4)開催内容

本フォーラムは、下記の項目により構成するものとする。

- ア) 働く場における女性の活躍推進に必要な、経営者や管理職等リーダー層の意識改革を促す基調講演(対談形式とすることも可)
- イ) さまざまな働く場において、何らかの挑戦をしている女性に焦点を当て、ロールモデルとして発信するためのアワード
- ウ) 鈴木知事をはじめ、県内のリーダー層の男性による「HeForShe キャンペーン」への賛同セレモニー
- エ)参加者らによる情報交換会

⑤開催における留意点

- ア)本フォーラムの開催日時については、10月を予定とし、別途三 重県が指定する。
- イ)本フォーラムの開催趣旨をふまえ、三重県と協議のうえ基調講演(基調対談)のテーマ設定及び講師の選定を行うこと。
- ウ)本フォーラムの開催趣旨をふまえ、三重県と協議のうえアワードの実施基準を作成するとともに、当日の登壇者10名以上を公募により選定すること。また公募あたっては、平成28年度・29年度に選定した20人のロールモデル(※1)の職業や活動エリアを考慮し、これまでにない職業やエリアのモデルを積極的に発掘する等、本県の女性の就労形態に見合った選定となるよう工夫を行なうこと。

なお、公募においては、70件以上の応募件数を確保すること。 ※1

・平成28年度に選定したロールモデルについては、こちらを 参照してください。

https://mie-w.com/archives/category/finalist2016

・平成29年度に選定したロールモデルについては、こちらを 参照してください。

https://mie-w.com/archives/category/finalist

- エ)アワードの登壇者に対しては、プレゼンテーションスキルのトレーニング等効果的なプレゼンテーションにつながる支援を行い、ロールモデルとして広く周知を図ること。
- オ) <u>アワードの実施においては、過去2年間に開催した「STAR SHOW」(※2)及び「チャレンジャーズ・アワード2017」(※3)とのつながりを意識し、ステージ装飾や音響等の演出は同程度のものとすること。</u>

※ 2

・平成28年度に実施した「STAR SHOW」については、こちらを 参照してください。

http://women-it.jp/ (実施報告)

※ 3

・平成29年度に実施した「チャレンジャーズ・アワード2017」 については、こちらを参照してください。

https://mie-w.com/forum

- カ)最も地域への広がりが期待できると審査されたモデルに「みえ モデル賞」を授与すること。その他の賞についても必要に応じ て創設し、受賞モデルへの副賞授与等、多くの応募につながる インセンティブを実施すること。
- キ) 「HeForSheキャンペーン」への賛同セレモニーの登壇者(鈴木 知事はじめ県内のリーダー層の男性数人)及び立会人を三重県 と協議のうえ選定するとともに、当日の参加者にも賛同署名を 促す等効果的な賛同セレモニーとなるような仕掛けを行なうこと。
- ク)本フォーラムの開催にあたっては、<u>企業や団体、高等教育機関、</u> 自治体等多様な主体と積極的に連携することとし、協賛を得て 実施することも可能とする。但し、協賛金を得て実施する場合 は、本委託契約との経理区分を明確にすること。
- ケ)本事業の実施においては、参加者の希望に応じて託児サービス を実施する環境を整えること。
- コ)本フォーラムの開催にあたっては、手話通訳もしくは要約筆記 を行い、耳の不自由な方への情報保証を行うこと。
- サ)本フォーラムの開催にあたっては、<u>募集チラシや各種メディア</u>、 ホームページ・SNS等のWEB媒体等を活用し、効果的な集客に努 めるとともに、本仕様書に定める参加人数を満たすこと。
- シ) 来場者配布用のプログラムを作成すること。
- ス)本フォーラムの運営にあたっては、運営及びステージ進行にかかる手順を記した「運営アニュアル」及び「進行台本」を作成し、必要に応じて登壇者及びスタッフへの配布を行うほか、フォーラムの開催に必要な一切の事務を行うこと。

(2) フォーラムの開催に係る情報発信

本フォーラムの開催当日の模様について、インターネット動画サイト等を活用しアーカイブ動画の配信を行なうとともに、各種メディアやホームページ・SNS等のWEB媒体等を介し、広く発信する。

(3) ロールモデルの浸透

①三重県のホームページにおけるロールモデル紹介ページの作成

- ア)各人の取組の「見える化」を図り、それぞれの職業分野におけるロールモデルとしてお役立ていただいたり、講演会等の講師や各種審議会の委員候補としてご活用いただくため、平成28年度~平成30年度に選定した全ロールモデルの取組を三重県のホームページ(女性の大活躍推進三重県会議のページ)に掲載するための原稿を作成する。
- イ) 原稿作成にあたっては、各ロールモデルへの取材及び撮影を 行ない、三重県が別途指定するファイル形式で納品する。

②ロールモデルとの交流の場づくり

- ア) ロールモデルを浸透させ、身近に感じていただくため、県内 外各地(3箇所程度)において、働く女性等とロールモデル (平成28年度・29年度に選定したモデルを含む)の交流の場 を設ける。
- イ)上記のうち1回は、今年度実施するアワードへの応募促進を兼 ね、アワードの募集期間内に実施することとする。
- (4) 女性の大活躍推進三重県会議(以下「三重県会議」という。)会員 企業・団体(※4)への働きかけ

※ 4

- ・会員企業・団体の詳細についてはこちらを参照してください。 http://www.pref.mie.lg.jp/katsuyaku/86876047000.htm
- ・平成30年4月23日現在418企業・団体が登録いただいています。
- ①アワードへの応募やロールモデル活用の働きかけ

三重県会議会員企業・団体に対し、アワードへの応募(推薦を含む)や、ロールモデルの活用を促すための働きかけを行なう。

②三重県会議会員企業・団体の会員登録証の作成及び発送

平成30年4月23日現在登録いただいている418企業・団体の会員登録証を作成し、各企業・団体に送付する。

- ア)会員登録証のサイズは葉書サイズ以上とし、会員企業・団体 の女性の活躍推進に取り組む意欲の醸成につながるような訴 求力のあるデザインとする。
- イ) 会員登録証は、壁掛け或いは立て掛けが可能なフレームに収納のうえ、送付する。
- ウ)フレームの作成個数は500個以上とし、会員企業・団体に送付した残部は、三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課(以下「本課」という。)へ納品する。
- エ)送付先は別途三重県より指定する。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けること。また打合せ場所は原則として三重県環境生活部内とする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は 三重県に属するものとする。
- (5)委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

6 必要書類の提出等

受託事業者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに本課に以下の書類を提出するものとする。

- (1)業務計画書
- (2) 行程表
- (3) その他三重県が必要とする書類

7 納品する成果品

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は平成31年3月15日(金)のいずれか早い日までに、業務完了報告書(様式任意、A4版・両面印刷)を本課に提出して完了検査を受けること。

なお、業務完了報告書には次の項目を含まなければならない。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務の成果・事業効果の検証結果
- (3)委託業務収支決算(計算)書
- (4) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (5) 紙媒体以外による活動の場合は、写真等、履行状況が確認できるもの
- (6) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料